

竹田市・阿蘇市・熊本市・阿蘇郡南阿蘇村・産山村及び高森町または隣接市町村で電気をお使いのお客さまへ

平成24年7月11日からの梅雨前線による大雨により被災されたお客さまに、電気料金等の特別措置に関するお知らせです。

電気料金のお支払いについて

- お申込みにより電気料金の支払期限を1か月延長します。

電気をご使用されない場合

- お申し込みいただいた場合、電気を全く使用されない場合は電気料金を頂きません。
- お申し込みいただいた場合、災害で電気設備がご使用できなくなった場合は、ご使用できない設備の基本料金を頂きません。

被害のあった家屋等を修理される場合

- お申し込みいただいた場合、家屋等の復旧のために電気をご使用される場合の工事費を頂きません。
- お申し込みいただいた場合、引込線、計量器などの取付位置を変更される場合の工事費を頂きません。

適用にはお申し込み及び被災されたことを確認できる書類が必要です。
詳しい内容については、下記の営業所までお問合せください。